

○ 税理士による所得税(復興特別所得税)及び個人消費税の無料申告相談のご案内

期 間	会 場	所 在 地	時 間
1月28日(水)～1月29日(木)	日吉本町いきいき会館 ※上履きをご持参ください。	港北区日吉本町5-3-1	9:30～12:00 13:00～16:00
2月5日(木)～2月6日(金)	横浜市神奈川公会堂	神奈川区富家町1-3	

«対象となる方»

- 1 事業所得、不動産所得または雑所得を有する方のうち、令和6年分の所得金額(専従者控除前または青色専従者給与及び青色申告特別控除前)が300万円以下の方
- 2 給与所得または年金所得、若しくはその両方がある方

«対象となるない方»

- 1 相談内容が複雑な方(住宅借入金等特別控除を新規で受けられる方、配当所得のある方、土地・建物・株式などの譲渡所得のある方など)
- 2 贈与税・相続税に関する相談のある方

«オンラインによる事前申込をお願いします!»

- 令和7年分の税理士による無料申告相談は、混雑回避のため、オンラインによる事前申込を受け付けます。
- オンラインによる事前申込みは、令和8年1月13日(火)から可能となります。詳細につきましては、下段のURLをクリックしてください。  
※ 税務署・会場等で電話での受付は行っておりませんので、ご注意ください。  
※ オンラインによる「事前申込サイト」についてのお問い合わせ先は、050-1792-4600 へお願いします。  
(受付時間:平日午前10時～正午、午後1時～午後4時)
- いずれの会場も当日は入場整理券の配付を行っておりません。

«留意事項»

- 会場では、ご自身のスマホで申告書を作成していただくことを推奨しておりますので、前年の申告書等の控えや源泉徴収票など、申告相談に必要な書類、筆記具、計算器具のほか、スマホ及びマイナンバーカードをご持参ください。  
なお、マイナンバーカード発行時に設定した利用者証明用電子証明書(数字4桁)及び署名用電子証明書(英数字6文字以上16文字以下)をご確認の上、ご来場ください。  
また、マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限にご注意ください。
- マイナンバーカードを利用した、マイナポータル連携には以下のようなメリットがありますので、ご来場前にマイナポータル連携の事前準備をお願いします。
  - ・確定申告書の該当項目へ自動入力(控除証明書等の集計や入力が不要)
  - ・書類の管理・保管が不要
- 「医療費控除」を受けられる方は、あらかじめ「医療費控除の明細書」を作成の上、ご来場ください。
- 個人消費税の申告相談を希望される方は、消費税率ごとに区分した帳簿等をご持参ください。
- 申告書等の提出のみの場合は、神奈川税務署に直接お持ちいただくか、郵送でご提出ください。  
【宛先】〒222-8550 横浜市港北区大豆戸町528-5 神奈川税務署

《オンラインによる事前申込は、以下のURLをクリックしてください》

[https://coubic.com/tochi105/booking\\_pages](https://coubic.com/tochi105/booking_pages)